

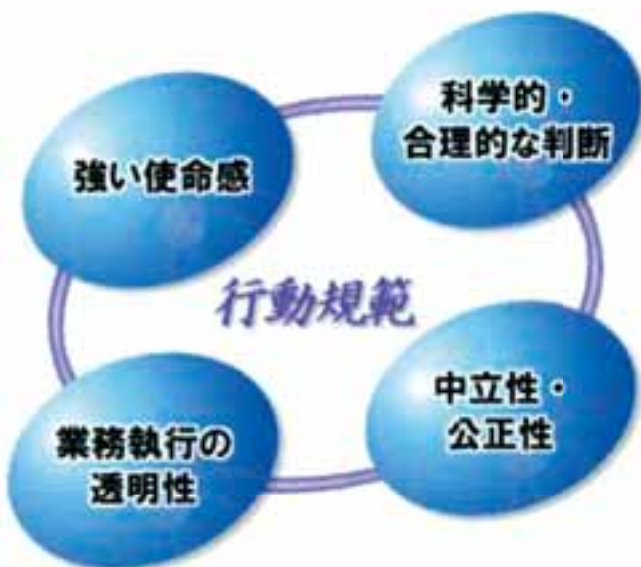
経済産業省 原子力安全・保安院

北海道産業保安監督部

Hokkaido Industrial and Safety Inspection Department

北海道産業保安監督部は、経済産業省原子力安全・保安院の地方ブロック機関です。北海道地域における電力設備（原子力を除く）・電気工事、都市ガス・LPガス、火薬類、高圧ガス・石油コンビナート、鉱山等の産業保安の確保を目的に、職務遂行の行動規範のもと、関係事業者の自主保安を推進するとともに関係産業保安法令に係る指導監督・事務執行等を行っています。

私たちの行動規範



原子力安全・保安院は、エネルギー施設や産業活動の安全を守り、万一の事態に的確に対応するため、「強い使命感」「科学的・合理的な判断」「業務執行の透明性」「中立性・公正性」の四つを行動規範としています。

- 第一に「強い使命感」に基づき緊張感を持って業務を遂行します。
- 第二に、安全・保安行政の専門家として現場の実態を正確に把握し、「科学的・合理的な判断」のもとに行動します。
- 第三に、国民の皆様の信頼と安心感を得るため「業務執行の透明性」の確保に努めます。情報公開に積極的に取り組み、自らの判断について説明責任を果たしていくことを重視します。
- 第四に、「中立性・公正性」を大前提として安全・保安行政を遂行します。

国民の皆様の暮らしを支えるエネルギーの安全や産業の保安をより確かなものとするために、私たちはこれら基本的な行動規範に基づいて、職務を遂行してまいります。

業務内容

当部は、平成17年4月1日に、北海道経済産業局電力安全・産業保安部門の業務を北海道鉱山保安監督部に統合し発足しました。

当部の実施業務は、法律に基づく各種規制業務の他、保安表彰、各種会議やホームページ、関係機関を通して、事故・統計情報の提供等広報・啓発活動を行っています。

電力の保安

【電力設備の安全】電気事業法

電気は、重要なライフラインの一つであり、産業活動においてもなくてはならないエネルギー源です。

当部では、電気事業者等に対し自主保安意識を啓発するとともに、安全管理審査や、立入検査等を行うことによって、電気事故（感電事故や火災、供給支障等）の防止を図り、公共の安全確保に努めています。

○主な実施業務

- ・電力会社の発電所（火力、水力、風力）、送配電設備の安全管理審査、立入検査
- ・ビル等の自家用発電設備、需要設備の電気主任技術者の外部委託承認、立入検査
- ・事故が発生した場合の調査、情報収集、再発防止及び類似災害防止のため事業者の指導

【電気の災害防止】電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事の作業に従事する者の規制を行い、電気工事の欠陥による災害防止に努めています。

○認定証交付業務

- ・認定電気工事従事者、特種電気工事資格者（ネオン工事）、特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事）



電気工作物の検査

ガスの保安

【都市ガスの保安】ガス事業法

都市ガスとは、導管（ガス管）により各家庭や事業所に供給される燃料用ガスのことで、重要なライフラインの一つです。

当部では、ガス事業者の自主保安体制の徹底・定着を促進するとともに、立入検査及び事業者からの報告徴収、改善命令等の事後規制及び、消費者に対して安全啓発を行うことによって、製造、供給及び消費段階における事故（爆発や一酸化炭素中毒事故、供給支障等）の防止を図り公共の安全確保に努めています。

○主な実施業務

- ・ガス事業所（一般ガス事業、簡易ガス事業等）への立入検査
- ・ガス工作物工事計画、保安規程の審査
- ・ガス主任技術者の選任手続きの処理
- ・事故が発生した場合の調査、情報収集、再発防止及び類似災害防止のため事業者の指導

【ガス災害の防止】特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律等

ガス風呂釜の排気筒などを適切に設置するための資格制度を設け、一酸化中毒などのガスによる災害の発生防止に努めています。

○認定講習終了者への資格証交付業務、再発行業務



ガス工作物の検査

液化石油ガスの保安

【都市ガスの保安】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

液化石油ガス（LPガス）は、主要な家庭用燃料として、国民生活に欠かすことのできないエネルギー源となっています。

当部では、関係機関と連携して、事故が発生した場合の対応や再発防止及び類似災害防止を図り、公共の福祉の増進に努めています。

○主な実施業務

- ・立入検査（本院と合同で実施）
- ・事故が発生した場合の調査、情報収集
- ・法令照会対応



LPGタンクによる供給

火薬類の保安

【火薬類の保安】 火薬類取締法

火薬類は、国民生活から産業活動まで広範・多岐にわたり利用されています。しかし、取扱いの誤り等により重大な事故を発生させる恐れが伴っています。

当部では、火薬類製造業者に対して、自主保安活動を促すとともに、立入検査及び製造施設の許認可等を行うことによって、製造や不発弾解撤（処分）による事故の防止を図り公共の安全確保に努めています。

○主な実施業務

- ・ 火薬類製造所への立入検査
- ・ 製造施設、危害予防規程、保安教育計画の審査
- ・ 事故が発生した場合の調査、情報収集



火薬類保安技術実験

高圧ガス、石油コンビナートの保安

【高圧ガスの保安】 高圧ガス保安法

高圧ガスは一般家庭から先端技術産業に至るまで幅広い分野で使用されています。一方で、高圧ガスは内包するエネルギー量が大きく、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範に及ぶ可能性があります。

当部では、関係機関と連携して、事故が発生した場合の対応や再発防止及び類似災害防止を図り、公共の安全の確保に努めています。

○主な実施業務

- ・ 認定検査実施者申請審査
- ・ 共同防災訓練の実施
- ・ 事故が発生した場合の調査、情報収集



高圧ガス輸送共同防災訓練

【石油コンビナートの保安】 石油コンビナート等災害防止法

石油コンビナート地域にある事業所に対して、一般の事業所に比べて保安管理体制を強化するとともに、事業所内の施設地区の配置等に関する規制を行うことによって災害の発生や拡大の防止を図り国民の生命、財産の保護に努めています。

○主な実施業務

- ・ 立入検査（北海道と合同で実施）
- ・ 事故が発生した場合の調査、情報収集



石油コンビナートタンク群

鉱山の保安

【鉱山における危害及び鉱害防止】 鉱山保安法

北海道管内においては、石油・天然ガス、石灰石及び石炭等の鉱山が生産を行う一方、生産を休止した金属鉱山にあっても鉱害防止事業を行っています。

当部では、鉱山の鉱業権者に対して自主保安体制の徹底・定着を促進するとともに、リスクマネジメントを適正に行い保安確保を図っているか立入検査等を行うことにより鉱山における労働者の危害防止と周辺環境の保全に努めています。

○主な実施業務

- ・ 鉱山に対する立入検査
- ・ 保安規程の審査
- ・ 特定施設工事計画、保安統括者、作業監督者の選任の処理
- ・ 災害が発生した場合の検査、原因究明、対策樹立

鉱山保安法違反事件について司法捜査権をもって厳正に対処を行います。

【鉱害防止事業の推進】 金属鉱業等鉱害対策特別措置法

鉱害防止の監督のほか、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対し休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金制度による支援を行っています。

【炭鉱保安技術協力】

わが国が長年培ってきた高度な炭鉱保安技術を、アジア産炭国等に技術移転する炭鉱保安技術協力を支援しています。

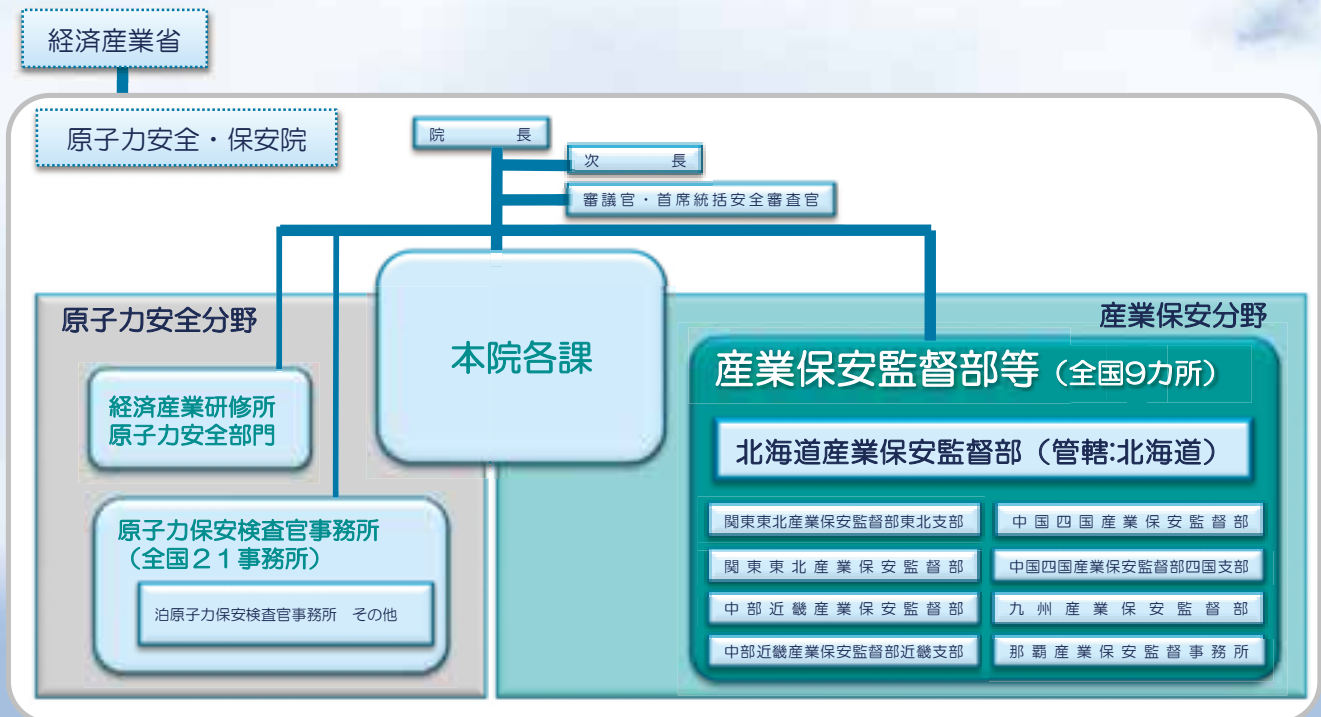


露天掘鉱山の採掘場と緑化



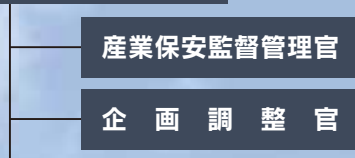
重金属を含む坑廃水の処理

原子力安全・保安院の組織構成



北海道産業保安監督部の構成、業務

産業保安監督部長



課名	主な業務	連絡先 代表：011-709-2311
管理課	部内の総合調整、訟務関係ほか	内線 2811～2812 FAX 011-709-4143
電力安全課	電力設備の保安、電気の災害防止	内線 2720～2722 FAX 011-709-1796
保安課	都市ガス、火薬類、高圧ガス、石油コンビナート等の災害防止	内線 2745～2747 FAX 011-707-6337
鉱山保安課	稼行鉱山の危害防止	内線 2821～2822 FAX 011-709-2468
鉱害防止課	稼行鉱山、休廃止鉱山の鉱害防止	内線 2841～2842 FAX 011-709-2468
釧路産業保安監督署	炭鉱の危害・鉱害防止（釧路管内）	直通 0154-23-3210 FAX 0154-23-7498



北海道産業保安監督部

〒060-0808
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-hokkaido/>



釧路産業保安監督署

〒085-0022
釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎